

公社等運営評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 公社等の経営全般にわたる総合的な点検・評価を行い、県政改革方針に基づく取組を着実に推進するにあたり、専門的見地からの評価・提言を得るため、公社等運営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公社等の経営状況の点検・評価
- (2) 公社等の新たな施策展開に対する提言
- (3) その他公社等の運営全般に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる7人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、知事が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会の職務に従事できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。

3 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員（大学教育職以外の県の職員である委員を除く。）が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第6条第2項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

3 第6条第3項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第 8 条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により旅費を支給する。

2 第 6 条第 2 項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

3 第 6 条第 3 項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、財務部県政改革課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、財務部長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

氏名	主な役職
金崎健太郎	武庫川女子大学 経営学部 教授
加納 郁也	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
河上 哲也	(株) 三井住友銀行 公共・金融法人部(神戸) 部長
柴田 眞里	弁護士
中尾 志都	公認会計士
長沼 隆之	(株) 神戸新聞社 論説副委員長
藤本 秀俊	(有) 神戸経営支援センター 代表取締役